

新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）に対する  
区民意見の募集及び地域説明会の実施結果について

1 区民意見の募集

(1) 実施時期

平成30年8月15日（水）から平成30年9月14日（金）

(2) 意見提出者数及び意見数

4名（20件）

(3) 意見項目内訳と意見数

意見項目	意見数
屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）の内容に関するもの	12件
その他	8件
計	20件

(4) 意見への対応

意見への対応	意見数		
	ガイドライン（素案） の内容に関するもの	その他	合計
a 意見の趣旨を計画に反映する	0件	0件	0件
b 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	2件	0件	2件
c 意見の趣旨に沿って計画を推進する	1件	0件	1件
d 今後の取り組みの参考とする	7件	1件	8件
e 意見として伺う	1件	5件	6件
f 質問に回答する	1件	2件	3件
計	12件	8件	20件

2 地域説明会

(1) 実施時期

平成30年8月26日（日） 14時から15時

(2) 場所

牛込笹笹地域センター 5階 コンドル

(3) 出席者数

9名

#### (4) 主な質疑応答

##### ○地元関係者組織との協議について

「神楽坂まちづくり興隆会」とはどのような組織なのか。また、この方策を設けた根拠となる上位のガイドラインやルールなどはあるのか。

- ⇒ 「神楽坂まちづくり興隆会」は、神楽坂地区の町会、商店会等の各代表者や、NPO 法人の代表者などで構成されている。今回のガイドラインは「神楽坂まちづくり興隆会」からの要望を受けて進めてきた経緯もあるため、同組織を協議主体とした。
- ⇒ 新宿区景観まちづくり計画において、「地域が主体となった自主的な取り組みなど、町会、商店会等と連携を進める」等の記載があり、これに基づいて地元組織との連携を考えている。

##### ○ガイドラインの法的拘束力について

ガイドラインの方策を聞き入れてもらえない場合、法的な強制力を持った対処法などはあるのか。

- ⇒ ガイドラインは条例が対象としない屋外広告物についても指導していくために作成しており、罰則のない努力義務としている。

##### ○窓面広告物、壁面広告物について

3階以上の店舗が多くある状況で、7mより上層に窓面・壁面広告物を掲出できず、突出広告物しか掲出できないというのは理不尽な規制では。なぜ上層階の広告物を無くすことで神楽坂の景観が向上すると考えるのか。

- ⇒ 歩行者の視点における広告物の見え方や、神楽坂らしい景観について地元の方々と話し合った結果、設定した高さである。素案では神楽坂通りの特性から、各店舗が独自に壁面に掲出するよりも、建築物入口に集合看板を設けて上層店舗を案内する方法が良いのではないかという考え方で整理している。
- ⇒ ガイドラインを検討するにあたり、地元の方々に参加いただきワークショップを開催した。ワークショップでは、壁面広告物の掲出高さを変えたシミュレーションをいくつか示し、話し合った結果、2階までの掲出が望ましいという結果となった。

##### ○突出広告物について

窓面及び壁面広告物には掲出高さの上限を設けているが、突出広告物には上限を設けていないのはなぜか。

- ⇒ 1つの建築物に複数の店舗がある場合、下から順に突出広告物が並ぶことになるが、ガイドラインの中で縦横比を1:1または2:1とすることや、歩行者視線の範囲的に高い位置の掲出は効果が弱く、自然と低めの位置に集まってくると考えることから、上限を設けていない。